



平成 29 年 5 月 11 日

各 位

会 社 名 光村印刷株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 阿部 茂雄
(コード：7916、東証第一部)
問 合 せ 先 取締役経理本部長 嶋山 芳夫
(TEL. 03-3492-1181)

株式の併合、単元株式数の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 5 月 11 日開催の取締役会において、平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 115 回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」という。）に、株式の併合、単元株式数の変更等の定款の一部変更に関する議案を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 株式併合

(1) 株式併合の目的

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を 100 株に統一することを目指しております。当社は、上場会社として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を現在の 1,000 株から 100 株に変更するとともに、単元株式数の変更後においても証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）とするために、当社株式について 10 株を 1 株にする株式併合を実施するものです。

(2) 株式併合の内容

① 併合する株式の種類

当社普通株式

② 併合の方法・比率

平成 29 年 10 月 1 日をもって、平成 29 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載された株主様の所有株式 10 株につき 1 株の割合で併合いたします。

③ 併合後の発行可能株式総数

9,947,800 株（併合前：99,478,000 株）

④ 併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数（平成 29 年 3 月 31 日現在）	31,634,203 株
併合により減少する株式数	28,470,783 株
併合後の発行済株式総数	3,163,420 株

(注) 「併合により減少する株式数」及び「併合後の発行済株式総数」は、「併合前の発行済株式総数」に株式の併合割合を乗じた理論値です。

⑤ 併合の影響

株式併合により、発行済株式総数が 10 分の 1 に減少することになりますが、純資産等は変動しませんので、1 株当たりの純資産額は 10 倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

(3) 併合により減少する株主数

平成 29 年 3 月 31 日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

所有株式数	株主数 (割合)	所有株式数 (割合)
総株主	2,845 名 (100.00%)	31,634,203 株 (100.00%)
10 株未満所有株主	143 名 (5.03%)	194 株 (0.00%)
10 株以上所有株主	2,702 名 (94.97%)	31,634,009 株 (100.00%)

(注) 上記株主構成を前提として、株式併合を行った場合、10 株未満の株式のみご所有の株主様 143 名 (所有株式数の合計 194 株) は、株主としての地位を失うこととなります。なお、単元未満株式を有する株主様は、株式併合の効力発生前に「単元未満株式の買増し」又は「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社又は当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

(4) 1 株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合は、会社法の定めに基づき、当社が一括して処分し、その処分代金を端数の生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

(5) 併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に関する議案及び下記「3. 定款の一部変更」に関する議案が承認可決されることを条件として、平成 29 年 10 月 1 日をもってその効力が生じることといたします。

2. 単元株式数の変更

(1) 単元株式数の変更の理由

上記「1. 株式併合 (1) 株式併合の目的」に記載のとおり、全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」に対応するためです。

(2) 単元株式数変更の内容

当社普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 単元株式数変更の条件

本定時株主総会において、上記「1. 株式併合」に関する議案及び下記「3. 定款の一部変更」に関する議案が承認可決されることを条件として、平成 29 年 10 月 1 日をもってその効力が生じることといたします。

3. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

- ① 当社の事業活動の多様化及び今後の事業展開に備えるため、現行定款第 2 条(目的)の事業目的の文言を追加し、一部を修正するものであります。
- ② 上記「1. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件として、株式併合の割合に応じた発行可能株式総数の減少を行うため、及び単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するため、現行定款第 6 条 (発行可能株式総数および単元株式数) を変更するものであります。併せて、当該変更については、株式併合の効力発生日である平成 29 年 10 月 1 日をもってその効力が生じる旨の附則を設けます。なお、本附則は、変更の効力発生をもって削除するものといたします。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分に変更部分)

現行定款	変更案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～ 2. (条文省略)</p> <p><u>3. 印刷関連機器、資材の製造、販売および賃貸</u></p> <p>4. ～ 6. (条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(新 設)</u></p> <p>7. <u>工業所有権、美術、文芸、映像、音楽等に関する無体財産権の取得、譲渡並びにコンピューター・ソフトウェアの開発、販売</u></p> <p>8. ～ 12. (条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(新 設)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(新 設)</u></p> <p>13. (条文省略)</p> <p>(発行可能株式総数および単元株式数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は<u>99,478千株</u>とする。</p> <p>2 当社の単元株式数は、<u>1,000株</u>とする。</p> <p style="text-align: center;"><u>(新 設)</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～ 2. (変更なし)</p> <p style="text-align: center;"><u>(削 除)</u></p> <p>3. ～ 5. (号数の繰り上げ)</p> <p><u>6. 前各号製品に関連する設備装置の製造、販売および賃貸</u></p> <p>7. コンピューター・ソフトウェアの開発、販売</p> <p>8. ～ 12. (変更なし)</p> <p><u>13. 知的財産権の取得、貸与、譲渡</u></p> <p><u>14. 前各号に関連する役務の提供</u></p> <p>15. (号数の繰り下げ)</p> <p>(発行可能株式総数および単元株式数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は<u>9,947,800株</u>とする。</p> <p>2 当社の単元株式数は、<u>100株</u>とする。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>第6条の変更は、平成29年10月1日をもって効力が発生するものとする。なお、本附則は、当該変更の効力発生をもって削除する。</u></p>

(3) 定款変更の条件

本定時株主総会において、上記「1. 株式併合」に関する議案及び本定款の一部変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

4. 日程

平成 29 年 5 月 11 日	取締役会
平成 29 年 6 月 29 日 (予定)	定時株主総会 上記「3. 定款の一部変更」のうち定款第 2 条 (目的) の変更の効力発生日
平成 29 年 10 月 1 日 (予定)	上記「1. 株式併合」、「2. 単元株式数の変更」並びに 「3. 定款の一部変更」のうち定款第 6 条 (発行可能株 式総数および単元株式数) の変更の効力発生日

(ご参考)

上記のとおり、株式併合及び単元株式数の変更に係る効力発生日は、平成 29 年 10 月 1 日を予定しておりますが、株式の振替手続との関係上、平成 29 年 9 月 27 日をもって、東京証券取引所における当社株式の売買単位が 1,000 株から 100 株に変更されるとともに、株価に株式併合の効果が反映されることとなります。

以 上

添付資料

(ご参考) 株式併合及び単元株式数の変更に関する Q & A

(ご参考)

株式併合及び単元株式数の変更に関するQ & A

Q 1. 株式併合とはどのようなことですか。

A 1. 株式併合とは、複数の株式を合わせてそれより少ない株式にするものです。
今回当社では、10株を1株に併合いたします。

Q 2. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A 2. 単元株式数の変更とは、株主総会での議決権の単位及び証券取引所において売買の単位となっている株式数を変更するものです。
今回当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

Q 3. 株式併合、単元株式数の変更の目的は何ですか。

A 3. 東京証券取引所をはじめとする全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上、日本の証券市場の国際競争力の向上等を目的に、国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を現在の1,000株から100株に変更するとともに、単元株式数の変更後においても証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）とするために、当社株式について10株を1株にする株式併合を行うことといたしました。

Q 4. 株主の所有株式数や議決権はどうなりますか。

A 4. 株主様の株式併合後の所有株式数は、平成29年9月30日の最終の株主名簿に記載された所有株式数に10分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます）となります。また、議決権は併合後の所有株式数100株につき1個となります。具体的には、株式併合及び単元株式数の変更の効力発生日前後で、所有株式数及び議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式相当分
例1	3,000株	3個	300株	3個	なし
例2	1,500株	1個	150株	1個	なし
例3	555株	なし	55株	なし	0.5株
例4	9株	なし	なし	なし	0.9株

- 例2及び例3では単元未満株式（効力発生後において、例2は50株、例3は55株）がありますので、従前と同様、ご希望により単元未満株式の買取り又は買増し制度がご利用できます。
- 例3及び例4において発生する端数株式相当分（例3は0.5株、例4は0.9株）につきましては、当社が一括して処分し、その代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。
- 例4においては、株式併合後に所有する株式がなくなりますので、株主としての地位は失われます。何卒ご理解を賜りたいと存じます。

Q 5. 併合後の1株未満の端数株式が生じないようにする方法はありますか。

A 5. 今回の株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買増し又は買取りをご請求いただくことにより、1株未満の端数が生じないようにすることも可能です。具体的な手続きについては、お取引の証券会社又は後記株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 6. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか。

A 6. 株式併合を実施しても、その前後で、会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主様のご所有の当社株式の資産価値が変わることはありません。株式併合後においては、ご所有の株式数は株式併合前の10分の1になる一方で、1株当たりの純資産額は10倍となります。また、株価につきましても、理論上は併合前の10倍となります。

Q 7. 受け取る配当金への影響はありますか。

A 7. 今回の株式併合により株主様のご所有株式数は10分の1となりますが、株式併合の効力発生後にあつては、併合割合を勘案して配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動その他の要因を別にすれば、株式併合によって株主様の受取配当金の総額に影響が生じることはありません。ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q 8. 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか。

A 8. 次のとおり予定しております。

平成 29 年 6 月	定時株主総会
平成 29 年 9 月 26 日	1,000 株単位での売買最終日
平成 29 年 9 月 27 日	100 株単位での売買開始日
平成 29 年 10 月 1 日	株式併合、単元株式数変更、発行可能株式総数変更の効力発生日
平成 29 年 10 月下旬	株主様へ株式併合割当通知の発送
平成 29 年 12 月	端数株式相当分の処分代金のお支払い

Q 9. 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

A 9. 特に必要なお手続きはございません。

Q10. 株主優待制度はどうなるのでしょうか。

A10. これまでは、毎年9月30日現在の株主名簿記載の1,000株以上ご所有の株主様に対し、一律に当社オリジナルカレンダー1部を贈呈しております。

株式併合後は、毎年9月30日現在の株主名簿記載の100株以上ご所有の株主様に対し、一律に当社オリジナルカレンダー1部を贈呈することとなります。

【お問い合わせ先】

株式併合及び単元株式数の変更に関してご不明な点は、お取引の証券会社又は下記株主名簿管理人までお問い合わせください。

〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目10番11号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
電話番号 0120-232-711 (通話料無料)
受付時間 午前9時から午後5時まで(土・日・祝日を除く)

以 上